

一人ひとりが輝く生き方応援プラン はつかいち

(第3次廿日市市男女共同参画プラン)

～ ともに創る、人・まち・あした ～

概要版



令和8(2026)年3月

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

計 画 の 概 要

私たちが目指す男女共同参画社会は どのような社会でしょう？

～ともに創る、人・まち・あした～

これは第2次プランから引き継いだ廿日市市男女共同参画プランのキャッチフレーズです。

男女が、互いの人権を尊重し(ともに創る)
対等なパートナーとして協力し合い(人)
社会のあらゆる活動に自分の意思で参画することができ(まち)
喜びも責任も分かち合える社会です(あした)

“一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち(第3次廿日市市男女共同参画プラン)”って何？

- ・男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市町村基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画としても位置付けます。
- ・令和8年度から令和17年度までの10年間の計画です。

男女共同参画社会の実現がなぜ必要なのでしょう？

これまでの様々な取り組みにより男女共同参画社会に対する理解は深まりつつあり、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識などに改善がみられるものの、方針決定過程への女性の参画が十分に進んでいないことや家事・育児・介護等の負担が女性に偏っていることなど男女の性差による課題が存在しています。

人口減少や少子高齢化の加速、ライフスタイル・価値観の多様化などで、私たちの生活や地域はこれまでと大きく様変わりしてきています。このような変化に対応するためにも、家庭・学校・職場・地域で、一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。



計 画 の 推 進

- ☆男女共同参画社会の実現のために、市・市民・事業者のパートナーシップにより取組を推進します。
- ☆本プランの推進に当たっては、国、県、関係機関と連携を図り、効果的に施策を実施します。
- ☆学識経験者や各種団体の代表者等から構成する「廿日市市男女共同参画推進懇話会」に本プランの推進状況の点検及び評価も含め、広く意見を求め、施策に反映していきます。

計 画 が 目 指 す 姿

家庭では

家族がそれぞれ互いの個性や生き方を尊重しながら、協力し、家事・育児・介護などを分担することにより、家庭と仕事、地域活動とのバランスのとれた生活の実現を目指します。

また、仕事と家庭の両立を支援する環境を整備し、男女がともに子育てに参画できる社会を目指すことで、家族と過ごす時間を大切にできる社会の実現を図ります。



学校の間では

こどものころから、お互いの個性を尊重し、協力し合う意識の醸成を図ります。

また、多様な生き方に触れる機会の充実を通じて、将来、困難に直面した際にも自らの意思で進路を選択し、夢や希望の実現に向けて主体的に行動できる力を育みます。



職場では

性別にかかわらず誰もが能力を発揮し、安心して働き続けることができる職場環境の整備を進めます。

また、多様な働き方を尊重するとともに、仕事と家庭の両立が可能な環境づくりや、再就職・創業等への支援を推進し、多様な人材が活躍できる社会の実現を目指します。



地域では

性別や年齢にかかわらず、誰もが自分らしく参画できる地域づくりを進め、災害に強く活力ある地域社会の形成を目指します。

そのため、日頃からあいさつや声かけなどを通じた支え合いの意識の醸成を図ります。

また、固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が対等なパートナーとして地域活動に参画することで、地域のつながりを深め、こどもから高齢者まで安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。



方針決定の間では

地域や職場、組織における方針決定の場に男女がともに参画し、多様な視点が反映される社会の実現を目指します。

また、誰もが意見を出し合い、ともに未来を想像していくことができる環境づくりを推進します。



計 画 の 内 容

基本目標

目指す姿

基本方針

施策

女性活躍推進計画

基本目標 I

性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

一人ひとりの生き方、思いが尊重されるとともに、子育て、介護などの支援が充実し、自ら選択した場で生き生きと活躍できるまち

1 働く場における男女共同参画の推進

- ◎ 働きやすい環境の整備
- ◎ 働く場における女性活躍の推進

2 仕事と生活の両立支援

- ◎ 両立を支援する保育サービス・介護サービスの充実
- ◎ 男性の家庭への参画の促進

3 地域における男女共同参画の推進

- ◎ 地域活動での男女共同参画の推進
- ◎ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

4 方針決定過程への女性の参画の拡大

- ◎ 市の方針決定過程への女性の参画の推進
- ◎ 事業所・地域団体等の方針決定過程への女性の参画の推進

基本目標 II

男女共同参画社会を実現するための人づくり

性別にかかわらず互いに尊重し合い、相手の気持ちを思いやり、笑顔があふれるまち

5 男女共同参画を推進する意識づくり

- ◎ 性別にかかわらず互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進
- ◎ 男女共同参画意識の浸透と固定的役割分担意識の払拭に向けた啓発の推進

6 男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実

- ◎ こどものころからの男女共同参画に関する教育の推進
- ◎ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

7 性の多様性を認め合う意識の醸成

- ◎ 性の多様性に関する理解の促進

基本目標 III

性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

性別にかかわらず子どもから高齢者まで、住み慣れたまちで安心して、健康に暮らすことのできるまち

8 生涯を通じた男女の健康支援

- ◎ ライフステージに応じたところと体の健康支援
- ◎ 妊娠・出産・育児期等における女性の健康支援

9 DV等の防止と被害者への支援の推進

- ◎ DV等を防止するための啓発の推進
- ◎ DV等被害者への相談・支援の推進
- ◎ ハラスメントの防止の啓発の推進

DV防止基本計画

10 生活上の困難を抱える人に対する支援の推進

- ◎ 生活上の困難を抱える人への支援

困難な問題を抱える女性への支援基本計画

性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

(目指す廿日市市の姿)

一人ひとりの生き方、思いが尊重されるとともに、子育て、介護などの支援が充実し、自ら選択した場で生き生きと活躍できるまち

基本方針1. 働く場における男女共同参画の推進

1 働きやすい環境の整備

長時間労働の削減や労働生産性の向上など、働き方改革の推進とともに、多様な働き方、ハラスメント防止、安全・快適な職場環境の整備を促進します。



2 働く場における女性活躍の推進

女性の活躍推進の必要性を事業所へ広く働きかけるとともに、雇用の分野において男女の均等な機会や待遇が確保されるよう、職場の環境づくりを推進します。また、働きたい女性とその能力を十分に発揮できるよう、就職、再就職、創業のための支援など多様なニーズに応じた働き方への支援を行います。

基本方針2. 仕事と生活の両立支援

1 両立を支援する保育サービス・介護サービスの充実

男女がともに職業生活と家庭生活の両立を図れるよう、保育サービスの充実など、子育て支援の拡充を図るとともに、高齢化を背景として社会的問題となっている介護離職を防止するため、介護サービスの充実を推進します。



2 男性の家庭への参画の促進

家庭における男女共同参画の意識啓発を行い、男性の育児休業等の取得促進の取組を推進するとともに、男性が家事・育児・介護等の家庭生活に参画するための知識や技術を習得するための学習機会の充実を図ります。

基本方針3. 地域における男女共同参画の推進

1 地域活動での男女共同参画の推進

地域活動において一人ひとりの能力を生かすことができるよう、固定的性別役割分担意識を見直すための啓発を行います。また、あらゆる年代の男女の地域活動への参画を促進します。

2 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

防災・減災の取り組みにおいて、男女共同参画の視点を確実に反映することが不可欠であるため、誰もが安心できる防災体制の構築を目指します。また、女性の意見が反映される体制整備や人材育成を進め、地域の防災力を強化します。

基本方針4. 方針決定過程への女性の参画の拡大

1 市の方針決定過程への女性の参画の推進

市の施策の展開に多様な視点を反映するため、審議会等への女性の参画を促進するとともに、市の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を推進します。



2 事業所・地域団体等の方針決定過程への女性の参画の推進

地域のあらゆる場の意思決定過程に多様な視点を生かすため、事業所や地域等における女性の参画を促進するための働きかけを行います。

男女共同参画社会を実現するための人づくり

(目指す廿日市市の姿)

性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、相手の気持ちを思いやり、
笑顔があふれるまち

基本方針5. 男女共同参画を推進する意識づくり

- 1 性別にかかわらず互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進
性別にかかわらず一人ひとりの人権を尊重する意識を形成するため、講演会や研修会などを通じて教育・啓発活動を積極的に推進します。
- 2 男女共同参画意識の浸透と固定的性別役割分担意識の払拭に向けた啓発の推進
男女共同参画意識の浸透とアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)に対する気づきや固定的性別役割分担意識を払拭するため、多様な媒体による広報や講演会等の実施等により、男女共同参画の理解の促進に努め、慣習や役割分担等の見直しにつながる啓発活動に取り組みます。

基本方針6. 男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実

- 1 こどものころからの男女共同参画に関する教育の推進
人権尊重を基盤とした男女平等観の形成、男女共同参画についての理解を促進するため、こどものころから、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ります。また、教職員・保育士等・保護者に向けての研修・啓発を行います。
- 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実
多様な価値観や進路を尊重し、一人ひとりが自分に合った選択をできる教育・学習環境の充実を目指し、キャリア教育や生涯学習の機会を拡大し、主体的な学びと成長を支援します。これにより、多様な人材の育成と社会参加を促進します。



基本方針7. 性の多様性を認め合う意識の醸成

- 1 性の多様性に関する理解の促進
性の多様性に関する知識と理解を深めるため、教育・啓発活動を推進するとともに、学校や職場、地域などあらゆる場面での偏見や差別を防ぎ、性の多様性を尊重する意識を醸成します。

(目指す廿日市市の姿)

性別にかかわらず子どもから高齢者まで、
住み慣れたまちで安心して、健康に暮らすことのできるまち

基本方針8. 生涯を通じた男女の健康支援

1 ライフステージに応じたところと体の健康支援

男女ともに生涯を通じて健康で豊かな生活を送れるよう、壮年期・高齢期の健康づくりのための健康教室や健康相談をはじめ、ライフステージに応じた健康教育、健康診査、相談体制の充実を図ります。



2 妊娠・出産・育児期等における女性の健康支援

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくりのために健康診査や保健指導、相談などの支援を推進します。

基本方針9. DV等の防止と被害者への支援の推進

1 DV等を防止するための啓発の推進

DV等を防止するため、人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、様々な機会や媒体を通じた啓発活動を推進します。

2 DV等被害者への相談・支援の推進

相談・支援を行うとともに、DV等被害者が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、住居確保、就労支援など、DV等被害者の状況に応じた支援を行います。

3 ハラスメントの防止の啓発の推進

地域活動や学校など様々な場面でのハラスメント事例や防止策を周知するとともに、研修会や広報活動を通じて社会全体の意識向上を図り、誰もが安心して過ごせる環境づくりに向けた啓発を推進します。

基本方針10. 生活上の困難を抱える人に対する支援の推進

1 生活上の困難に直面する人への支援

困難な問題を抱える女性、経済的に困窮している人、ひとり親家庭の人、高齢者、障がいのある人、外国人など課題を抱える人に対するきめ細やかな相談・支援体制を整備し、総合的なサポートを提供します。関係機関との連携を強化し、相談から支援まで一貫した支援サービスを推進し、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施します。



計 画 の 数 値 目 標

数値目標の計画期間：令和8年度～令和12年度

基本方針	指 標	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)
1	1 職場での男女の平等感	22.0%	28.0%
	2 はつかいち子育て応援宣言企業登録数	0社 (R7.4.1)	150社
	3 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	96社/4,220社	106社
	4 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	41社/4,220社	46社
2	5 家庭での家事・育児・介護分担の満足度	68.7%	80.0%
	6 性別にかかわらず働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている市民の割合	53.9% (R7年度)	61.8%
	7 保育園待機児童数(10月1日現在)	47人 (R7.10.1)	0人
	8 子育てと仕事を両立できている18歳以下の子どもを持つ市民の割合	59.4% (R7年度)	70.0%
	9 男性の育児休業取得率(市内事業所における)	48.6% (R5年度)	85.0%
3	10 女性町内会長の割合	14.6% (R7.4.1)	20.0%
	11 消防団員に女性が占める割合	5.36% (R7.4.1)	6.7%
	12 防災士資格取得者に占める女性の割合(市の防災士養成講座研修事業による)	15.7% (R7.4.1)	20.0%
4	13 市の審議会等における女性委員の占める割合(法令・条例によって設置されたもの)	26.6% (R7.4.1)	30.8%
	14 市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合【保育職・消防職を除く】	21.8% (R7.4.1)	30.0% (R11年度)
	15 市内事業所における管理職(課長級以上)に占める女性の割合	14.4%	22.2%
5	16 社会全体での男女の平等感	10.7%	18.5%
	17 夫(男)は外で働き、妻(女)は家庭を守るのが望ましいという考え(固定的性別役割分担意識)に賛成しない市民の割合	72.8%	78.0%
6	18 性別にかかわらず個性に応じて生きていくのがよいと考える中・高校生の割合	85.6%	89.2%
	19 LGBT(Q+)という言葉の意味を理解している人の割合	51.5%	65.0%
8	20 がん検診を受けている市民の割合(子宮頸がん、20～69歳)	40.5% (R4年度)	50.0%
	21 がん検診を受けている市民の割合(大腸がん、40～69歳)	34.1% (R4年度)	47.0%
9 10	22 困ったときに相談できる相談支援機関を知っている市民の割合	56.2% (R7年度)	60.0%

一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち (第3次廿日市市男女共同参画プラン)【概要版】

発行年月 令和8(2026)年3月

発 行 廿日市市

編 集 廿日市市 生活環境部 人権・市民生活課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL:0829-30-9136 FAX:0829-31-0133